○フレームワーク設計書 新旧対照表

別紙については主要な変更点のみ、記載しています。

新	旧
1-1 本書の目的 フレームワーク設計書（以下「**本書**」という。）は EDINET において利用されるタクソノミ（以下「**EDINET タクソノミ**」という。）のフレームワークの定義を記載したものである。タクソノミフレームワークは開示府令、業法等（詳細は、『**EDINET タクソノミ用語集**』参照。）に準拠した有価証券報告書等を電子的に報告できるようにするためのタクソノミの枠組みである。本書の主な目的は次のとおりである。 ● EDINET のタクソノミフレームワーク、すなわち、前提とする技術仕様及び EDINET タクソノミでの応用方法を定義すること。 ● EDINET タクソノミの対象範囲、分割単位及び主要な構造を定義すること。 （削除）	**1-1 本書の目的** フレームワーク設計書（以下「**本書**」という。）は EDINET において利用されるタクソノミ（以下「**EDINET タクソノミ**」という。）のフレームワークの定義を記載したものである。タクソノミフレームワークは開示府令、業法等（詳細は、『**EDINET タクソノミ用語集**』参照。）に準拠した有価証券報告書等を電子的に報告できるようにするためのタクソノミの枠組みである。本書の主な目的は次のとおりである。 ● EDINET のタクソノミフレームワーク、すなわち、前提とする技術仕様及び EDINET タクソノミでの応用方法を定義すること。 ● EDINET タクソノミの対象範囲、分割単位及び主要な構造を定義すること。 ● EDINET における IFRS タクソノミの用い方の基本を定義すること。

新	旧
1-4-2 名称及び略称 本書に記載されている名称及び略称は、『EDINET タクソノミ用語集』を参照のこと。 なお、「**財務諸表本表タクソノミ**」は日本基準財務諸表本表を対象としたものであり、IFRS 財務諸表のタクソノミ要素は、「**国際会計基準タクソノミ**」に含まれます。	**1-4-2 略称** 本書に記載されている略称は、『EDINET タクソノミ用語集』を参照のこと。 （追加）

新

2-3　様式とタクソノミとの対応関係

様式とタクソノミとの対応関係は、次の図表のとおりとする。なお、XBRL 作成ツールの対象様式は、独立タクソノミとする。

図表 2-3-1　様式と用いるタクソノミの一覧

府令	書類種別	様式番号	タクソノミ名（※：XBRL 作成ツールの対象）																
			DEIタクソノミ	財務諸表本表タクソノミ	国際会計基準タクソノミ	開示府令タクソノミ	臨時報告書タクソノミ※	自己株券買付状況報告書タクソノミ※	特定有価証券開示府令タクソノミ	特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ※	特定有価証券臨時報告書タクソノミ※	他社株公開買付届出書タクソノミ※	他社株意見表明報告書タクソノミ	他社株公開買付撤回届出書タクソノミ※	他社株公開買付報告書タクソノミ※	他社株対質問回答報告書タクソノミ※	自社株公開買付タクソノミ※	大量保有タクソノミ※	内部統制タクソノミ※
開示府令	有価証券届出書	第二号様式	○	○	○	○													
	有価証券届出書	第二号の二様式	○			○													
	有価証券届出書	第二号の三様式	○			○													
	有価証券届出書	第二号の四様式	○	○	○	○													
	有価証券届出書	第二号の五様式	○	○	○	○													
	有価証券届出書	第二号の六様式	○	○	○	○													
	有価証券届出書	第二号の七様式	○	○	○	○													
	有価証券報告書	第三号様式	○	○	○	○													
	有価証券報告書	第三号の二様式	○	○	○	○													
	有価証券報告書	第四号様式	○	○	○	○													
	四半期報告書	第四号の三様式	○	○	○	○													
	半期報告書	第五号様式	○	○	○	○													
	半期報告書	第五号の二様式	○	○	○	○													
	臨時報告書	第五号の三様式	○				○												
	有価証券届出書	第七号様式	○	○		○													
	有価証券届出書	第七号の四様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第八号様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第九号様式	○	○		○													

旧

2-3　様式とタクソノミとの対応関係

様式とタクソノミとの対応関係は、次の図表のとおりとする。なお、XBRL 作成ツールの対象様式は、独立タクソノミとする。

図表 2-3-1　様式と用いるタクソノミの一覧

府令	書類種別	様式番号	タクソノミ名（※：XBRL 作成ツールの対象）																
			DEI	財務諸表本表	（追加）	開示府令	臨時報告書※	自己株券買付状況報告書※	特定有価証券開示府令	特定有価証券自己株券買付状況報告書※	特定有価証券臨時報告書※	他社株公開買付届出書※	他社株意見表明報告書	他社株公開買付撤回届出書※	他社株公開買付報告書※	他社株対質問回答報告書※	自社株公開買付	大量保有※	内部統制※
開示府令	有価証券届出書	第二号様式	○	○		○													
	有価証券届出書	第二号の二様式	○			○													
	有価証券届出書	第二号の三様式	○			○													
	有価証券届出書	第二号の四様式	○	○	（追加）	○													
	有価証券届出書	第二号の五様式	○	○		○													
	有価証券届出書	第二号の六様式	○	○		○													
	有価証券届出書	第二号の七様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第三号様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第三号の二様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第四号様式	○	○		○													
	四半期報告書	第四号の三様式	○	○		○													
	半期報告書	第五号様式	○	○		○													
	半期報告書	第五号の二様式	○	○		○													
	臨時報告書	第五号の三様式	○				○												
	有価証券届出書	第七号様式	○	○		○													
	有価証券届出書	第七号の四様式	○	○		○													
	有価証券報告書	第八号様式	○	○		○													

新

府令	書類種別	様式番号	タクソノミ名（※：XBRL 作成ツールの対象）																
			DEIタクソノミ	財務諸表本表タクソノミ	国際会計基準タクソノミ	開示府令タクソノミ	臨時報告書タクソノミ※	自己株券買付状況報告書タクソノミ※	特定有価証券開示府令タクソノミ	特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ※	特定有価証券臨時報告書タクソノミ※	他社株公開買付届出書タクソノミ※	他社株意見表明報告書タクソノミ	他社株公開買付撤回届出書タクソノミ※	他社株公開買付報告書タクソノミ※	他社株対質問回答報告書タクソノミ※	自社株公開買付タクソノミ※	大量保有タクソノミ※	内部統制タクソノミ※
	四半期報告書	第九号の三様式	○	○		○													
	半期報告書	第十号様式	○	○		○													
	発行登録書	第十一号様式	○			○													
	発行登録書	第十一号の二様式	○			○													
	発行登録書	第十一号の二の二様式	○			○													
	発行登録追補書類	第十二号様式	○			○													
	発行登録追補書類	第十二号の二様式	○			○													
	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	○					○											

（略）

旧

府令	書類種別	様式番号	タクソノミ名（※：XBRL 作成ツールの対象）																
			DEI	財務諸表本表	（追加）	開示府令	臨時報告書※	自己株券買付状況報告書※	特定有価証券開示府令	特定有価証券自己株券買付状況報告書※	特定有価証券臨時報告書※	他社株公開買付届出書※	他社株意見表明報告書	他社株公開買付撤回届出書※	他社株公開買付報告書※	他社株対質問回答報告書※	自社株公開買付	大量保有※	内部統制※
	有価証券報告書	第九号様式	○	○		○													
	四半期報告書	第九号の三様式	○	○		○													
	半期報告書	第十号様式	○	○		○													
	発行登録書	第十一号様式	○			○													
	発行登録書	第十一号の二様式	○			○													
	発行登録書	第十一号の二の二様式	○			○													
	発行登録追補書類	第十二号様式	○			○													
	発行登録追補書類	第十二号の二様式	○			○													
	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	○					○											

（略）

新	旧
3-1 タクソノミの階層 （略） **図表 3-1-1 タクソノミの階層** （略） EDINET タクソノミの各タクソノミ分割単位間では基本的には独立しているが、特定の分割単位間では、他分割単位のタクソノミ要素を用いた関係リンク設定と、他分割単位のラベル拡張リンクロールを用いたラベル設定を行っているケースがある。財務諸表本表タクソノミと開示府令タクソノミの関係について次の図表のとおりである。 **図表 3-1-2 タクソノミ分割単位間の関係（財務諸表本表タクソノミと開示府令タクソノミの例）** 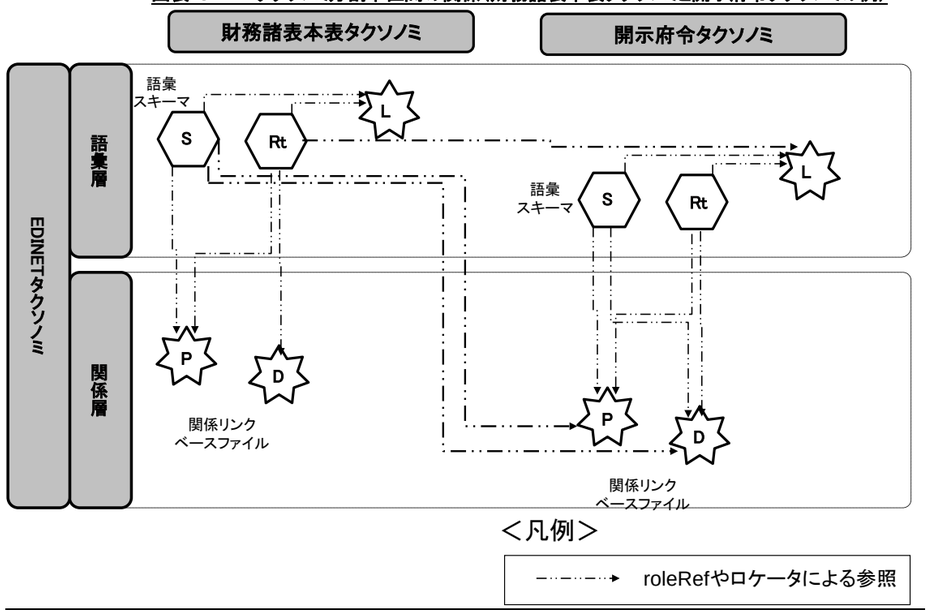 なお、タクソノミの物理構造及び名前空間 URI において、版数日付を上位の階層に配置する。これにより、運用開始後の改訂を必要な部分のみに限ることができ、また、改訂が行われたタクソノミを容易に識別できる。各層についての説明を、「**3-2 語彙層**」、「**3-3 関係層**」及び「**3-4 提出者別タクソノミ**」に記載する。	**3-1 タクソノミの階層** （略） **図表 3-1-1 タクソノミの階層** （略） （追加） なお、タクソノミの物理構造及び名前空間 URI において、版数日付を上位の階層に配置する。これにより、運用開始後の改訂を必要な部分のみに限ることができ、また、改訂が行われたタクソノミを容易に識別できる。各層についての説明を、「**3-2 語彙層**」、「**3-3 関係層**」及び「**3-4 提出者別タクソノミ**」に記載する。

新	旧
3-2 語彙層 （略） DEI タクソノミは、ブラウザ上に表示される内容とは別に、開示書類等提出者及び提出文書の基本的情報について記載するためのものである。 国際会計基準タクソノミを除き、各要素は、A 群及び B 群の二種類に分類される。 ● A 群： 内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則等、会計基準及び業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとしてそれらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した要素 ● B 群： A 群以外の要素であり、開示慣行及び会計慣行において実際に使用されている要素	**3-2 語彙層** （略） DEI タクソノミは、ブラウザ上に表示される内容とは別に、開示書類等提出者及び提出文書の基本的情報について記載するためのものである。 各要素は、A 群及び B 群の 2 種類に分類される。 ● A 群： 内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則等、会計基準及び業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとしてそれらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した要素 ● B 群： A 群以外の要素であり、開示慣行及び会計慣行において実際に使用されている要素

新	旧
3-2-1 語彙スキーマ 語彙スキーマでは、主に次の内容を定義する。 （１）～（４）　（略） （５）貸借区分(balance 属性) データ型が“monetaryItemType”の各要素に対して設定する。貸借区分が特定可能な各要素については、設定必須とする。詳細は、『**設定規約書**』を参照のこと。 （削除）	**3-2-1 語彙スキーマ** 語彙スキーマでは、主に次の内容を定義する。 （１）～（４）　（略） （５）貸借区分(balance 属性) データ型が“monetaryItemType”の各要素に対して設定する。貸借区分が特定可能な各要素については、設定必須とする。詳細は、『**設定規約書**』を参照のこと。 なお、EDINET タクソノミと IFRS タクソノミとでは貸借区分の考え方が異なる。EDINET タクソノミでは、インスタンス入力値と表示値の正負が常に一致することを前提として貸借区分を設定している。また、キャッシュ・フローの要素は貸借対照表又は損益計算書と共通の要素以外は貸借区分を持たず、正値はキャッシュの増加、負値はキャッシュの減少とそれぞれしている。一方、IFRS タクソノミの貸借区分は、各科目の正値の残高が複式簿記において表示される貸借区分と一致するよう設定されている。また、キャッシュ・フローの要素については、正値の表現がキャッシュの増加である場合には debit を、減少である場合には credit をそれぞれ設定している。 例えば、自己株式（貸借対照表の貸方に負値表示される項目）は、EDINET タクソノミでは貸借区分は credit で、負のインスタンス値とする。一方、IFRS タクソノミでは貸借区分は debit で、正のインスタンス値とする。配当金の支払額は、EDINET タクソノミでは貸借区分はなく、負のインスタンス値とする。一方、IFRS タクソノミでは貸借区分は credit で、正のインスタンス値とする。

新	旧
3-2-2 名称リンク 名称リンクでは主に次の内容を定義する。詳細は、『**設定規約書**』を参照のこと。 ● **各要素の日本語名称** ● **各要素の英語名称** ● **各要素のドキュメンテーション** **（１）設定するラベルロール** ラベルロールのラベルを日本語及び英語それぞれ用意する。 EDINET タクソノミのラベルロールは、用途区分、財務諸表区分、業種区分、セグメントラベルロール、代替ラベルロール及びこれらの組合せから構成され、ラベルロールにより名称の切替えが必要な要素はラベルロールごとに名称を定義し、表示リンクの preferredLabel 属性で切り替える。 用途区分とは、正値、負値、期首、期末又は合計の名称が標準と異なる場合における当該区分である。正値負値の両方の名称を持つ要素は、正値負値の両方を持つ名称を標準ラベルとして定義する。 財務諸表区分とは、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表の各表で用いる名称が財務諸表用の名称と異なる場合の当該各表の区分である。例えば、純利益のように、四半期財務諸表では四半期純利益、中間財務諸表では中間純利益と名称が切り替わる勘定科目は、それぞれの財務諸表区分のラベルロールで名称を定義する。標準ラベルは財務諸表用の名称である。 業種区分とは、業種ごとの名称が一般商工業と異なる場合における当該業種の区分である。例えば、「**現金及び預金**」は、証券業では「**現金・預金**」、建設業では「**現金預金**」となるので、業種区分に対応したラベルロールで名称を定義する。標準ラベルは一般商工業用の名称である。 セグメントラベルロールは、セグメント情報の開示における勘定科目の名称が財務諸表本表における名称と異なる場合に用いる名称のラベルロールである。 代替ラベルロールは、一つの要素について標準ラベル又は同一種類の用途別ラベル（同一の用途区分、財務諸表区分及び業種区分のラベル）が複数ある場合の主たるラベル以外のラベルのラベルロールである。EDINET タクソノミで設定する代替ラベルのラベルロールを「**EDINET タクソノミ用代替ラベルロール**」といい、提出者別タクソノミで設定する代替ラベルのラベルロールを「**提出者用代替ラベルロール**」という。必要な場合、標準ラベルロール又は同一種類の用途別ラベルロールに対応する代替ラベルロールを複数種類設定できる。 ドキュメンテーションラベルは、開示書類等提出者及び開示書類等利用者向けの業務的な観点からの説明に用いる。ただし、説明を必要としない場合は、設定不要とする。なお、開示書類等提出者向けのドキュメンテーションは、日本語のみとするが、利用者向けのドキュメンテーションは、海外利用者の利便性の観点から、英語ラベルも設定可能とする。 **（２）財務諸表本表及び注記事項の目次要素** 財務諸表本表及び注記事項の目次要素は、「**3-2 語彙層**」ただし書に従い、期間時点区分を要素概念から必ずしも排除しない。財務諸表本表の目次要素の例については、次の図表を参照。 **図表 3-2-1 日本基準の財務諸表本表部分の目次** （略） ※：IFRS 財務諸表の場合、各表の名称は本図表と異なることがあります。 ※1：要素定義においては、第１四半期、第２四半期又は第３四半期の区別がない。	**3-2-2 名称リンク** 名称リンクでは主に次の内容を定義する。詳細は、『**設定規約書**』を参照のこと。 ● **各要素の日本語名称** ● **各要素の英語名称** ● **各要素のドキュメンテーション** **（１）設定するラベルロール** ラベルロールのラベルを日本語及び英語それぞれ用意する。 EDINET タクソノミのラベルロールは、用途区分、財務諸表区分及び業種区分の組合せから構成され、ラベルロールにより名称の切替えが必要な要素はラベルロールごとに名称を定義し、表示リンクの preferredLabel 属性で切り替える。 用途区分とは、正値、負値、期首、期末又は合計の名称が標準と異なる場合における当該区分である。正値負値の両方の名称を持つ要素は、正値負値の両方を持つ名称を標準ラベルとして定義する。 財務諸表区分とは、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表の各表で用いる名称が財務諸表用の名称と異なる場合の当該各表の区分である。例えば、純利益のように、四半期財務諸表では四半期純利益、中間財務諸表では中間純利益と名称が切り替わる勘定科目は、それぞれの財務諸表区分のラベルロールで名称を定義する。標準ラベルは財務諸表用の名称である。 業種区分とは、業種ごとの名称が一般商工業と異なる場合における当該業種の区分である。例えば、「**現金及び預金**」は、証券業では「**現金・預金**」、建設業では「**現金預金**」となるので、業種区分に対応したラベルロールで名称を定義する。標準ラベルは一般商工業用の名称である。 （追加） ドキュメンテーションラベルは、開示書類等提出者及び開示書類等利用者向けの業務的な観点からの説明に用いる。ただし、説明を必要としない場合は、設定不要とする。なお、開示書類等提出者向けのドキュメンテーションは、日本語のみとするが、利用者向けのドキュメンテーションは、海外利用者の利便性の観点から、英語ラベルも設定可能とする。 **（２）財務諸表本表の目次要素** 財務諸表本表の目次要素は、「**3-2 語彙層**」ただし書に従い、期間時点区分を要素概念から必ずしも排除しない。財務諸表本表の目次要素については、次の図表を参照。 **図表 3-2-1 財務諸表本表部分の目次** （略） ※1：要素定義においては、第１四半期、第２四半期又は第３四半期の区別がない。

新	旧
3-2-8 二重の意味を持つ場合のタグ付け *（『フレームワーク設計書（案）』を参照）*	**（追加）**

新	旧
3-3-1 表示リンク **（１）表示リンクによる項目の名称の切替え設定** 期首、期末、合計等、標準ラベル以外のラベルロールのラベルに切替えが必要な場合、表示リンクの preferredLabel 属性を利用し、同属性にラベルロールを設定する。 （略） **（３）表示リンクでのディメンションの構造定義** 定義リンクにおけるディメンション定義と同等の構造を表示リンクでも定義するものとする（以下「**ミラー**」という。）。財務諸表本表はじめ、ディメンションで定義される詳細ツリーでは、定義リンクに加えて必ず表示リンクを定義する。表示リンクにラベル切替えが必要な場合、preferredLabel を設定する。 ディメンションデフォルトは、表示リンクへのミラーは行わない。 なお、株主資本等変動計算書の純資産及びキャッシュ・フロー計算書現金及び現金同等物は、定義リンクにおけるディメンション定義では一つの設定となるが、ミラーした表示リンクでは期首残高及び期末残高の二つを設定する。	**3-3-1 表示リンク** **（１）表示リンクによる項目の名称の切替え設定** 期首、期末、合計等、標準ラベル以外の用途区分、財務諸表区分又は業種区分のラベルに切替えが必要な場合、表示リンクの preferredLabel 属性を利用し、同属性にラベルロールを設定する。 （略） **（３）表示リンクでのディメンションの構造定義** 定義リンクにおけるディメンション定義と同等の構造を表示リンクでも定義するものとする（以下「**ミラー**」という。）。財務諸表本表はじめ、ディメンションで定義される詳細ツリーでは、定義リンクに加えて必ず表示リンクを定義する。表示リンクにラベル切替えが必要な場合、preferredLabel を設定する。 ディメンションデフォルトは、表示リンクへのミラーは行わない。 なお、株主資本等変動計算書の表示項目である「**純資産**」は、定義リンクにおけるディメンション定義では一つの設定となるが、ミラーした表示リンクでは期首残高及び期末残高の二つを設定する。

新	旧
3-3-2 定義リンク 定義リンクでは、主に次の三つに関する各要素間の関係を定義する。 ● 詳細ツリーのうち、ディメンションによる定義： 各要素により形成される多次元表や、連結又は個別（個別には非連結を含む）の構造を定義する。ディメンションは、株主資本等変動計算書、関係軸が複数軸の表及びセグメント情報のような報告書内で繰り返し現れる軸を持つ表に適用する。また、ディメンションを利用して連結又は個別を識別する場合の表示に適用する。 ● 詳細ツリーのうち、科目一覧ツリー及び国際会計基準タクソノミにおける「その他の要素」： 勘定科目の持つ会計的意味における関係を網羅的に階層構造で表現した勘定科目の一覧（ただし、国際会計基準タクソノミのツリー構造は、実務状況の調査に基づく一般的なものであり、提出者ごとに異なる階層構造を持つ可能性がある。）。 階層構造は、次のアークロールを用いて定義する。 http://www.xbrl.org/2003/arcrole/general-special なお、連結個別の軸及びメンバーは、科目一覧ツリーには含めない。 ● DEI タクソノミ： 開示書類等提出者情報及び提出書類情報を定義したもの。	**3-3-2 定義リンク** 定義リンクでは、主に次の三つに関する各要素間の関係を定義する。 ● 詳細ツリーのうち、ディメンションによる定義： 各要素により形成される多次元表や、連結又は個別（個別には非連結を含む）の構造を定義する。ディメンションは、株主資本等変動計算書、関係軸が複数軸の表及びセグメント情報のような報告書内で繰り返し現れる軸を持つ表に適用する。また、ディメンションを利用して連結又は個別を識別する場合の表示に適用する。 ● 詳細ツリーのうち、科目一覧ツリー： 勘定科目の持つ会計的意味における関係を網羅的に階層構造で表現した勘定科目の一覧。 階層構造は、次のアークロールを用いて定義する。 http://www.xbrl.org/2003/arcrole/general-special なお、連結個別の軸及びメンバーは、科目一覧ツリーには含めない。 ● DEI タクソノミ： 開示書類等提出者情報及び提出書類情報を定義したもの。

新	旧
3-3-3 計算リンク 計算リンクでは、勘定科目間の計算上の関係を定義する。なお、計算リンクは、財務諸表本表及び特定の注記事項（財務諸表本表の脚注を含む場合がある。）のみに定義する。 例えば、連結財務諸表規則の場合、次の計算リンクを設定する。ただし、期間時点区分が異なる勘定科目間の加減算関係については、計算リンクを設定できない。 ● **様式第四号　連結貸借対照表** ● **様式第五号　連結損益計算書** ● **様式第五号の二 連結包括利益計算書** ● **様式第六号　連結株主資本等変動計算書** ● **様式第七号　連結キャッシュ・フロー計算書　直接法** ● **様式第八号　連結キャッシュ・フロー計算書　間接法**	**3-3-3 計算リンク** 計算リンクでは、勘定科目間の計算上の関係を定義する。なお、計算リンクは、財務諸表本表のみに定義する。 例えば、連結財務諸表規則の場合、次の計算リンクを設定する。ただし、期間時点区分が異なる勘定科目間の加減算関係については、計算リンクを設定できない。 ● **様式第四号　連結貸借対照表** ● **様式第五号　連結損益計算書** ● **様式第五号の二 連結包括利益計算書** ● **様式第六号　連結株主資本等変動計算書** ● **様式第七号　連結キャッシュ・フロー計算書　直接法** ● **様式第八号　連結キャッシュ・フロー計算書　間接法**

新	旧
3-3-4 パターン別関係リンクベースファイル 各財務諸表本表の一部の表示方法は、複数の選択肢があるため、財務諸表本表の表示方法やそれに伴う計算上の関係も複数存在する。その全てのパターンを網羅する拡張リンクロールを作成した場合、パターン数に比例してリンクベースファイルが肥大化する。そのため、複数選択肢がある部分については、表示リンク、計算リンク及び定義リンクを部品化し、パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。このパターン別関係リンクベースファイルは、日本基準の財務諸表本表のみを対象にしている。開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示書類等提出者に適したパターンのリンクベースファイルを参考とし、表示リンク、計算リンク又は定義リンクを再構成（リキャスト）する。	**3-3-4 パターン別関係リンクベースファイル** 各財務諸表本表の一部の表示方法は、複数の選択肢があるため、財務諸表本表の表示方法やそれに伴う計算上の関係も複数存在する。その全てのパターンを網羅する拡張リンクロールを作成した場合、パターン数に比例してリンクベースファイルが肥大化する。そのため、複数選択肢がある部分については、表示リンク、計算リンク及び定義リンクを部品化し、パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示書類等提出者に適したパターンのリンクベースファイルを参考とし、表示リンク、計算リンク又は定義リンクを再構成（リキャスト）する。

新	旧
3-3-5 関係リンクの拡張リンクロールに設定される番号 *（『フレームワーク設計書（案）』を参照）*	**（追加）**

新	旧
3-3-6 EDINETタクソノミの拡張リンクロールと提出者用拡張リンクロール *（『フレームワーク設計書（案）』を参照）*	**（追加）**

新	旧
3-3-7 連番軸 *（『フレームワーク設計書（案）』を参照）*	**（追加）**

新	旧
3-4 提出者別タクソノミ （１）名称リンク 名称リンクでは、次の内容を定義する。 ● 提出者別タクソノミのスキーマで追加された各要素の日本語名称 ● 提出者別タクソノミのスキーマで追加された各要素の英語名称 ● EDINET タクソノミで定義される各要素に対する日本語・英語の別名の設定 なお、名称リンクの上書きについては、「3-4-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)」を参照のこと。 （２）～（３） （略） （４）定義リンク 定義リンクでは、次の内容を定義する。 ● 報告項目間の多次元表（ディメンション）の構造及び構成要素 ● ディメンションを利用した連結又は個別の識別 ● 日本基準の財務諸表本表において開示書類等提出者が独自に追加した勘定科目の勘定科目一覧における位置付け	**3-4 提出者別タクソノミ** （１）名称リンク 名称リンクでは、次の内容を定義する。 ● 提出者別タクソノミのスキーマで追加された各要素の日本語名称 ● 提出者別タクソノミのスキーマで追加された各要素の英語名称 （追加） なお、名称リンクの上書きについては、「3-4-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)」を参照のこと。 （２）～（３） （略） （４）定義リンク 定義リンクでは、次の内容を定義する。 ● 報告項目間の多次元表（ディメンション）の構造及び構成要素 ● ディメンションを利用した連結又は個別の識別 ● 開示書類等提出者が独自に追加した勘定科目の勘定科目一覧における位置付け

新	旧
3-4-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ) **（１）語彙層** 名称リンクベースファイルは、必ずEDINETタクソノミを再利用（リユーズ）する。 日本語ラベルについては、名称リンクの上書きを不可とし、表示とラベルとの関係については、『EDINETタクソノミの概要説明』に定めるが、次の四類型を基本とする： ・ 一致（代替ラベルの利用は不可） ・ 一致（代替ラベルを利用可） ・ 不一致を許容（ただし、代替ラベルを用いて一致させることも可） ・ 表示名称がない（タイトルなしで記載される事項については、表示とラベルとの一致に係る判断の対象外である。なお、要素選択は、記載事項の種類に基づき適切な要素を選択する必要がある。）	**3-4-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)** **（１）語彙層** 名称リンクベースファイルは、必ずEDINETタクソノミを再利用（リユーズ）する。 名称リンクの上書き及びブラウザ上の表示とラベルとの一致に関するルールは、次のとおりとする。 ● 財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け： 上書き不可とする。限定的な例外を除き表示科目とラベルとの一致を必須とする。 限定的な例外においては、表示科目とラベルとの不一致を認める。 ● 財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け： 上書きは原則として不可とする。表示科目とラベルとの一致を原則とする。ただし、表示科目と要素概念との一致を前提に、例外として、不一致を許容する（可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可）。 ● ディメンションのメンバー要素： 上書き不可とする。「合計」、「小計」等、表示名称が用途ごとに変化する場合は、必ずしも一致させなくてもよい。 ● その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素： 記載内容が要素概念と一致することを前提に、表題とラベルとは必ずしも一致する必要はない。ラベルを上書きし、一致させることも可能とする。ただし、冗長ラベルは上書き不可とする。 ● 用途別ラベル： EDINETタクソノミで必要な用途別ラベル（財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。）が定義されていない場合、用途別ラベルの追加を可能とする。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可とする。
英語ラベルは、参考情報の位置付けであり、冗長ラベル以外は提出者が任意に上書き可とする。	なお、英語ラベルは、冗長ラベルを除いて翻訳のバリエーションの範囲内で上書き可能とする。
名称リンクの上書きや追加の定義は、開示書類等提出者が拡張した要素の名称リンクと同じく、提出者別タクソノミの名称リンクベースファイルに定義する。	名称リンク上書きの定義は、開示書類等提出者が拡張した要素の名称リンクと同じく、提出者別タクソノミの名称リンクベースファイルに定義する。
参照リンクは、提出者別タクソノミからの参照設定を行わない。また、提出者別タクソノミに新規に参照リンクを定義しない。	参照リンクは、提出者別タクソノミからの参照設定を行わない。また、提出者別タクソノミに新規に参照リンクを定義しない。
ジェネリックラベルリンクは、提出者別タクソノミのスキーマファイルから参照する。詳細ツリーの拡張リンクロールを追加した場合は、ルートとなる目次要素の英語名称リンクを基にジェネリックラベルリンクも新規に定義する。	ジェネリックラベルリンクは、提出者別タクソノミのスキーマファイルから参照する。詳細ツリーの拡張リンクロールを追加した場合は、ルートとなる目次要素の英語名称リンクを基にジェネリックラベルリンクも新規に定義する。
（２）関係層 関係リンクベースファイル及びパターン別関係リンクベースファイルに定義された表示リンク、定義リンク及び計算リンクを開示書類等提出者が利用するときは、各リンクベースの内容を参考に再構成（リキャスト）して、新規の表示リンク、定義リンク及び計算リンクを定義する。ただし、財務諸表本表タクソノミの科目一覧ツリーは、再利用（リユーズ）する。	**（２）関係層** 関係リンクベースファイル及びパターン別関係リンクベースファイルに定義された表示リンク、定義リンク及び計算リンクを開示書類等提出者が利用するときは、各リンクベースの内容を参考に再構成（リキャスト）して、新規の表示リンク、定義リンク及び計算リンクを定義する。ただし、科目一覧ツリーは、再利用（リユーズ）する。

新	旧
3-4-2 連番による要素追加 EDINET タクソノミで用意されている一つの要素に対応する記載事項が複数箇所に分離する場合、要素を拡張して定義する。その際、要素概念を適切に表すラベル及び要素名を定義するのが原則であるが、特定の拡張パターンにおいては、拡張要素の要素名に連番を付与する規則的な命名方法を用いる。例えば、同一の目次を繰り返し表示する場合の要素追加においては、連番を付与する規則的な命名方法を用いる。 有価証券届出書における複数銘柄の募集要項は、同一の目次を繰り返し表示する場合の事例である。この場合の様式ツリーと詳細ツリーとの関係については、『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 3 を参照のこと。 なお、異なる日本語標準ラベルに対して英語標準ラベルが同一となる場合に、英語冗長ラベル及び要素名のユニーク性を確保するために二つ目以降の英語冗長ラベル及び要素名に連番を含めることとするが、上記の連番による要素追加とは異なる。この場合の連番は、冗長ラベル及び要素名の作成においては、英語標準ラベルの一部として扱う。	**3-4-2 連番による要素追加** EDINET タクソノミで用意されている一つの要素に対応する記載事項が複数箇所に分離する場合、要素を拡張して定義する。その際、要素概念を適切に表すラベル及び要素名を定義するのが原則であるが、特定の拡張パターンにおいては、拡張要素の要素名に連番を付与する規則的な命名方法を用いる。例えば、同一の目次を繰り返し表示する場合の要素追加においては、連番を付与する規則的な命名方法を用いる。 有価証券届出書における複数銘柄の募集要項は、同一の目次を繰り返し表示する場合の事例である。この場合の様式ツリーと詳細ツリーとの関係については、『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 3 を参照のこと。 （追加）

新	旧
3-4-3　一つの目次項目に対して複数の拡張リンクロールを関連付けて定義する場合の対応 　複数拡張リンクロールのルート要素を全て関連する目次項目の要素と同一のものとし、拡張リンクロール名（roleURI 及び roleID）の末尾に連番を付与して定義する。この対応は、「**3-3-5　関係リンクの拡張リンクロールに設定される番号**」に示す、拡張リンクロール番号の 6 桁番号で特定できず、末尾に a、b、c・・・を付与するケースと対応する。 　この場合の様式ツリーと詳細ツリーとの関係については、『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 4 を参照のこと。	**3-4-3　一つの目次項目に対して複数の拡張リンクロールを関連付けて定義する場合の対応** 　複数拡張リンクロールのルート要素を全て関連する目次項目の要素と同一のものとし、拡張リンクロール名の末尾に連番を付与して定義する。 　この場合の様式ツリーと詳細ツリーとの関係については、『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 4 を参照のこと。

新

3-4-5 IFRSで連結財務諸表又は財務諸表を作成する場合

提出書類本文全体を XBRL で提出する様式において、IFRS の連結財務諸表又は財務諸表（以下「**IFRS 財務諸表**」という。）のタグ付けは日本基準財務諸表に準じて、国際会計基準タクソノミを用いてタグ付けする。

国際会計基準タクソノミを用いた XBRL 書類作成については、次の図表のとおりとする。

図表 3-4-1 提出者別タクソノミで国際会計基準タクソノミを利用するための仕組み

仕組み	説明
利用するタクソノミの組合せ	利用する国際会計基準タクソノミと同一タクソノミ日付の開示府令タクソノミ、財務諸表本表タクソノミを併せて利用する。
利用する要素	国際会計基準タクソノミの要素を利用するが、セグメント軸及び連結単体軸とそのメンバーのみはそれぞれ開示府令タクソノミ、財務諸表本表タクソノミの要素を利用する。また、セグメント軸のメンバー以外は、日本基準での開示の場合と異なる要素を利用する。
利用するラベルロール	開示府令タクソノミ、財務諸表本表タクソノミで用意されるラベルロールを用いる。
利用する拡張リンクロール	様式ツリーを除いて、国際会計基準タクソノミで用意される拡張リンクロールを用いる。
目次項目と様式ツリー	国際会計基準タクソノミで用意される目次項目及び包括タグから必要な要素を選定し、開示府令タクソノミの様式ツリーに再構成（リキャスト）して用いる。不足がある場合は提出者が国際会計基準タクソノミの要素命名規約に基づいて拡張して利用する。様式ツリーに設定された目次項目要素から、対応する詳細ツリーのルート要素を選定する。
財務諸表本表のタグ付け	IFRS 財務諸表の本表は、国際会計基準タクソノミの要素を用い金額ごとにタグ付けをする。
注記事項のタグ付け	注記事項は、国際会計基準タクソノミの要素を用いタグ付けする。タグ付けの粒度については別途『EDINET タクソノミの概要説明』に定める。
主要な経営指標等のタグ付け	経理の状況に記載する IFRS 財務諸表以外のタグ付けには、開示府令タクソノミの要素を利用することに注意する。
報告書インスタンス	報告書インスタンスは、IFRS 財務諸表を含む報告書全体で一つのインスタンスとしてインライン XBRL 形式で作成する。

IFRS 財務諸表のタグ付けをする場合は『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 6 を参照のこと。

旧

3-4-5 IFRSで連結財務諸表又は財務諸表を作成する場合

提出書類本文全体を XBRL で提出する様式において、IFRS の連結財務諸表又は財務諸表（以下「**IFRS 財務諸表**」という。）のタグ付けには次の 2 種類がある。

①EDINET タクソノミの包括タグを用いてタグ付けする。

②IFRS タクソノミを用いて IFRS 財務諸表の一部又は全部を金額や文字列ごとにタグ付けする。

IFRS タクソノミを用いた XBRL 書類作成については、次の図表のとおりとする。

図表 3-4-1 提出者別タクソノミで IFRS タクソノミを利用するための仕組み

仕組み	説明
利用するタクソノミの組合せ	EDINET タクソノミ及びそれに対応するバージョンの IFRS タクソノミを利用する。
利用する IFRS タクソノミの日本語名称リンク	IFRS 財団が公開している日本語の名称リンクを利用する。
再構成（リキャスト）アプローチの採用	『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）』に準じる。
目次と IFRS タクソノミの関連付け	IFRS タクソノミと EDINET タクソノミの様式ツリーの目次項目は関連付けしない。 また、IFRS 財務諸表各表のルート要素は、IFRS タクソノミの要素を用いる。
IFRS タクソノミ利用時の財務諸表の要素	IFRS タクソノミの要素は、IFRS で作成する連結財務諸表又は財務諸表のみで用い、他の部分では EDINET タクソノミの要素を用いることに注意する。
財務諸表本表のタグ付け	IFRS 財務諸表の本表は、IFRS タクソノミの要素を用い金額ごとにタグ付けをする。 IFRS タクソノミでは財務諸表本表の表ごとのテキストブロックは定義されておらず、表ごとのテキストブロックの併用は不要とする。
注記事項のタグ付け	IFRS 財務諸表注記事項について、テキストブロックによるタグ付け又は金額や文字列ごとのタグ付けの選択は開示書類等提出者の任意とする。
主要な経営指標等のタグ付け	EDINET タクソノミの要素を利用することに注意する。
報告書インスタンス	報告書インスタンスは、EDINET タクソノミの報告書インスタンスとは分離した独立のインスタンスとしてインライン XBRL 形式で作成する。 また、『報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）』に準じる。

EDINET タクソノミのインスタンスと IFRS タクソノミのインスタンスとの関係について、IFRS タクソノミを用いて金額や文字列ごとにタグ付けをする場合は『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 6 を、EDINET タクソノミの包括タグを用いてタグ付けをする場合は『**フレームワーク設計書別紙**』の図表 7 をそれぞれ参照のこと。

新	旧
4-1-6 フットノートリンク 報告書インスタンス中で注記番号を表現するには、フットノートリンクを利用する。 フットノートリンクの設定値は、次の図表のとおりとする。 **図表 4-1-1 フットノートリンクの設定値** （略） なお、注記番号のフットノートリンクは、日本基準の財務諸表本表の値にのみ設定する。	**4-1-6 フットノートリンク** 報告書インスタンス中で注記番号を表現するには、フットノートリンクを利用する。 フットノートリンクの設定値は、次の図表のとおりとする。 **図表 4-1-1 フットノートリンクの設定値** （略） なお、注記番号のフットノートリンクは、財務諸表本表の値にのみ設定する。

新	旧
4-1-8 インラインXBRLの負値表示の変換定義 インライン XBRL に負値が設定されていた場合、インライン XBRL の sign 属性を用いて、XBRL インスタンスに格納される値の負値を定義する。この場合、インライン XBRL 上に記載された「△」は、インライン XBRL のタグでは囲まない。 （削除）	**4-1-8 インラインXBRLの負値表示の変換定義** インライン XBRL に負値が設定されていた場合、インライン XBRL の sign 属性を用いて、XBRL インスタンスに格納される値の負値を定義する。この場合、インライン XBRL 上に記載された「△」は、インライン XBRL のタグでは囲まない。 ただし、IFRS タクソノミの negated ラベルが定義されている場合には、正負の定義が逆転することに注意する必要がある。

新	旧
別紙　図表６：様式ツリー及び詳細ツリーの関係（IFRS 連結財務諸表を作成している会社の例）	別紙　図表６：様式ツリー及び詳細ツリーの関係（IFRS 連結財務諸表を作成している会社の例：詳細タグ付けを行う場合）

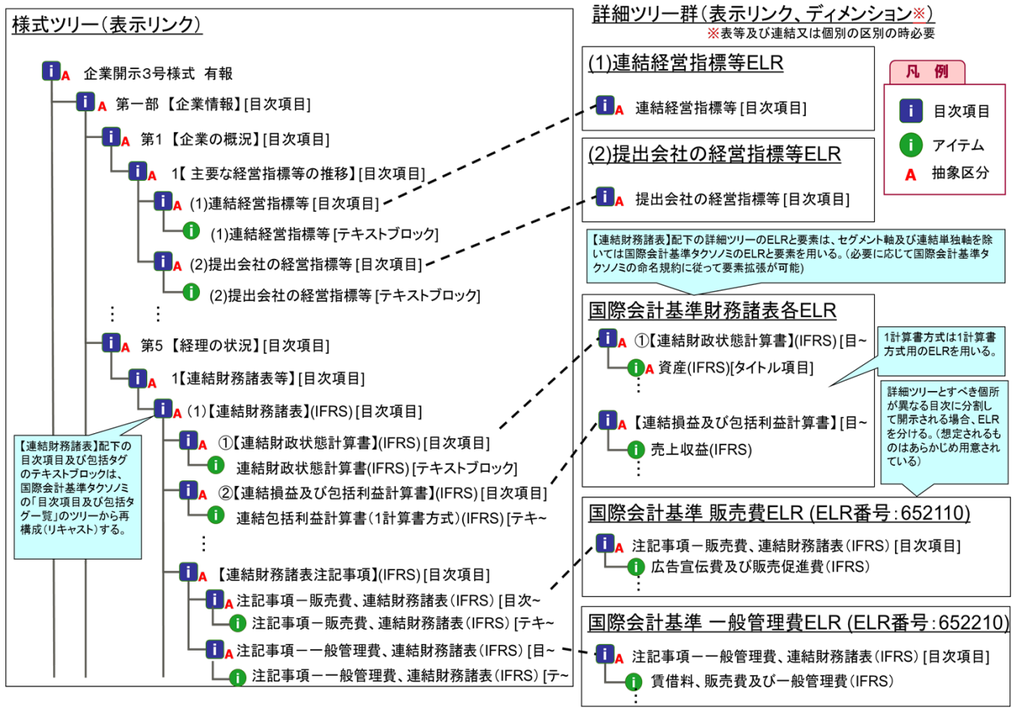

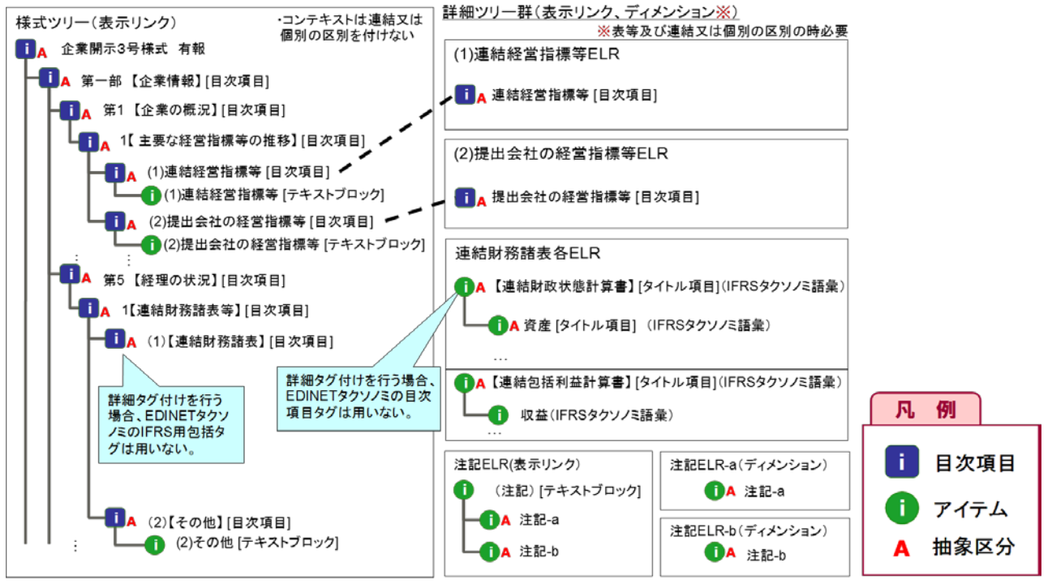

新	旧
（削除）	別紙　図表７：様式ツリー及び詳細ツリーの関係（IFRS 連結財務諸表を作成している会社の例：詳細タグ付けを行わない場合） （略）